

宇都宮市にお住まいの方における幼児教育・保育の無償化について

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（以下、「認可外保育施設等」という）を利用する方で無償化を受けていただくためには、お住まいの自治体から認定を受ける必要があります。

1 認定申請について

認可外保育施設等を利用する方は無償化を受けていただくために、保護者の申請により、新2号認定又は新3号認定（非課税世帯のみ）を受ける必要があります。

認定の申請は、認定希望月の前月20日までに市保育課へご提出ください。

新2号認定	新3号認定
（年齢等の条件） ・3歳児クラス以上 ・「保育を必要とする事由」に該当	（年齢等の条件） ・満3歳児 ・市町村民税非課税世帯 ・「保育を必要とする事由」に該当
（無償化対象範囲，上限額） 認可外保育施設等の保育料 月額上限37,000円	（無償化対象範囲，上限額） 認可外保育施設等の保育料 月額上限42,000円
（有効期間） 効力発生日から小学校就学の始期に達する前日まで※	（有効期間） 効力発生日から満3歳の誕生日以降の次の4月1日の前日まで※
（提出書類） ・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号） ・就労証明書等の保育を必要とする事由（要件）が確認できる書類	

※ 保育を必要とする事由（要件）に該当しなくなった場合は、認定期間が終了します。

○ 保育を必要とする事由（要件）と必要となる書類

新2号認定及び新3号認定の認定申請は、保護者からの申請に基づき、以下の基準で認定します。

ただし、新2号認定及び新3号認定は遡っての認定は行いませんので、ご注意ください。

保育を必要とする事由	認定に必要な書類
1か月当たり、64時間以上の就労を常態としている（する）こと	就労証明書（会社勤務または自営業主及び専従者等） ※就労証明書は所定用紙に勤務先（自営業主の場合はご自身）で記入していただきます。
妊娠中であるか、出産後間もないこと （出産予定日の前後2か月の最大5か月）	新生児の母子健康手帳のコピー（表紙と出産予定日が確認できるページ）
保護者が疾病、負傷、精神もしくは身体に障がいを持っていて、保育が困難であること	1 医師の診断書（保育が困難と判断できる診断書） 2 障がい者手帳・療育手帳等のコピー（氏名と障がい程度が分かるページ） ※ 1又は2のどちらかをご提出ください。
同居の親族（長期間入院等している親族を含む）を常時介護又は看護していること	1 医師の診断書等、被介護者の介護・看護の必要性が分かるもの 2 介護計画表（市の所定用紙） ※ 1と2の両方ご提出ください。
就学・技能習得していること	1 学生証（在学証明書）のコピー、受講の証明ができるもの 2 カリキュラム表など、日中の保育ができない時間・日数が確認できるもののコピー ※ 1と2の両方ご提出ください。
災害復旧にあたっていること	罹災証明書等
虐待やDVのおそれがあること	第三者機関の証明

求職活動をしていること (最長、3か月)	1 求職活動専念申立書(市の所定用紙) 2 ハローワーク受付票(カード)・雇用保険受給証明書のコピー(いずれか提出) ※ 2は所持している場合のみご提出ください。
育児休業を取得していること ※ 既に在園している場合のみ対象 ただし、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業利用者は育児休業での要件は対象外となります。 (育児休業期間の満了日の月末 ただし、育児休業対象児童が満1歳になる月末まで) ※ 入園と同時の育休認定は出来ませんのでご注意ください。(翌月からは可)	1 就労証明書の12「産前・産後休業の取得」、13「育児休業の取得」、14「復職(予定)年月日」各欄を記入 2 育児休業の取得期間がわかる証明 ※ 1又は2のどちらかをご提出ください。

(注) 保育を必要とする事由(要件)について虚偽の申請を行った場合、過料が科されることがあります。

2 認定後の認定内容の変更手続き

※ 各書類は市保育課までご提出ください。
 各種様式は市ホームページからダウンロード又は保育課の窓口にお越しいただくか、利用施設にご相談ください。

(1) 住所が変わる場合

引越し等により住所が変わる場合は、速やかに「施設等利用給付認定変更届」をご提出ください。

特に、住所地が宇都宮市外に変更となる方は変更先の住所地で認定を受ける必要がありますので、ご注意ください(自治体によっては、事前に認定申請を受けていない場合、保育料の無償化を受けることができない場合があります。)

(2) 新2号認定又は新3号認定における保育を必要とする事由(要件)を変更する場合

就労や退職、勤務時間の変更など、新2号認定又は新3号認定申請時の保育を必要とする事由(要件)が変更となる場合は、「施設等利用給付認定変更届」と変更後の「保育を必要とする事由(要件)が確認できる書類」をご提出ください。

保育を必要とする事由(要件)がなくなる場合は、認定期間が終了となりますので、「施設等利用給付認定変更届」に要件がなくなる日をご記入いただき、ご提出ください。

ただし、保育を必要とする事由(要件)により認定期間が満了となる場合において、他の保育を必要とする事由(要件)がなく、継続とならない場合は、書類の提出は不要となります。

(3) 現況届の提出について

新2号認定又は新3号認定を受けた方は、毎年1月頃に翌年度分(4月以降分)の保護者の方の「保育を必要とする事由(要件)の確認書類」と「現況届」の提出が必要となります。必要書類は、ご自宅に郵送されますので、期日までに必要書類を市保育課までご提出ください。期日を過ぎた場合、翌4月以降は認定取消となりますのでご注意ください。

問合せ先 宇都宮市保育課入所・給付グループ 028-632-2393
--